

1) 史料について

小右記：藤原実資の日記で、「おうき」ともよむ。筆者の出自と政治的位置に伴う豊富かつ正確な情報を含み、当時の中央政界の動向や宮中の儀式等を伝える貴重な史料である。起筆・擱筆の時期は不明。現存するのは、天元五年（982）から長元五年（1032）だが、中間部分に欠落が多い。実筆本は伝わっていない。『国史大辞典』 vol. 7, pp. 642-643

藤原実資（ふじわらのさねすけ）（957-1046）：右衛門督齐敏の三男であるが、摂政太政大臣藤原実頼の養子となり、小野宮流を継承する（後小野宮と号す）。天元四年（981）に円融天皇蔵人頭、花山・一条朝にも蔵人頭を務める。養父実頼から財産や記録文書を贈られ、先例故実における知識の豊富さ、官人としての気骨などから、藤原道長の（唯一の）批判者となる。小右記の他、『小野宮年中行事』を遺し、『拾遺』以下勅撰集に八首入集したり、歌合を主催したりする等、和歌にも秀でていた。妻妾には源惟成の娘や花山女御であった婉子女王がいる。婉子の死後は妻帯することはなかったが、婉子侍女との間に一女（後の権中納言藤原兼頼室、その死後は藤原祐家と再婚する）をもうけている。『平安時代史事典』 vol. 2, pp. 2099-2100 『国史大辞典』 vol. 12, p. 216

3/1-2

2) 小右記 寛和元年三月一日・二日条

三月一日

[原]

三月

一日、乙巳、出二箇日假文、依甚雨不出河原、唯遣使令行河臨禊、向右少将 [藤原] 信輔朝臣宅、廻見宅中、依明日可渡、

[読]

三月

一日、乙巳、二箇日（にかび）の假文（けもん）¹を出（いだ）す、甚雨（じんう）²に依りて河原に出でず、唯（ただ）、使（つかひ）を遣はして河臨禊（かりんけい）³を行はしむ、右少将 [藤原] 信輔朝臣⁴の宅に向ひて、宅中を廻（まは）り見ぬ⁵、明日渡るべきに依れり、

¹ 中古、官吏が休暇を請う文書。「いとまぶみ」とも読める。『大漢和辞典』 vol. 1, p. 857

² または、「甚（はなはだ）しき雨に依りて」と読む。

³ 禊：身に罪や穢れがある時、または重要な神事等の前に、川原等で水で身を清めること。

[現]

三月

一日、乙巳、二日間の休暇願ひ提出した。⁶大雨のため（自らは）河原に出て行かず、ただ、使を遣わして河で禊を行わせた。右少将[藤原]信輔朝臣の宅に行つて家の中を見て回つた（点検した）。というのは、明日（私と我が子を身ごもっている妻⁷が信輔宅に）移るからである。

[英]

Third month,

1st day, *ki no to, mi*. I submitted a letter [to the sovereign] requesting two days of rest.

Due to heavy rain, I did not go to the riverbed. I simply dispatched messengers to have a purification ceremony conducted.

I went to inspect the residence of the junior captain of the Inner Palace Guards of the Right, Lord [Fujiwara no] Nobusuke/Shinho. This was because (I and my pregnant wife⁸) will move there tomorrow.

⁴ 藤原信輔：小右記に何度も登場する。天元五年一月十五日条から右近少将として、寛和元年四月二十三日条には内蔵寮の使として出てくる。また、寛和元年四月二十八日条に、実資女子（婉子侍女との娘か）が生まれた記事があり、信輔宅を御産用に借りたということが分かる。場所は、同条に「冷泉院少道北帯刀町東宅」とある。

『尊卑分脈』には二人「信輔」が取り上げられているが、藤原時平孫・顕忠息である「信輔」（従四上右京大夫）の可能性あり。『尊卑分脈』一編 p. 46 もう一人、藤原道隆の子孫（正四位下右京大夫）として「信輔」がいるが、時代がかなり下るため別人である。『尊卑分脈』一編 p. 300, 304

⁵ 「廻見（かいけん）す」とも読める。「廻見」は「回覧」に同じで、方々を見物してまわること。『日本国語大辞典』vol. 3, p. 183, 288

⁶ 天皇に休暇を願ひ出たのであるが、提出先を明記するならば、「蔵人所に提出した」となる。

⁷ 桃裕行氏の「忌日考」（国民生活史研究）によると、実資の最初の妻で、源惟成の娘である。源相職の子である源惟成は「参議、修理大夫を勤めた一応上流の貴族」であったという。実資が十七、八さい頃に結婚し、妻が娘を産んで一年余りで亡くなるまで、十年以上も連れ添った。吉田早苗氏によると、寛和元年三月二日に、実資は妻とともに信輔宅に移っている。吉田早苗「藤原実資の家族」（『日本歴史』330号、1975）、p. 69-70

⁸ Fujiwara no Sanesuke and his wife moved to Fujiwara no Shinho's residence. His wife was Minamoto no Isei (源惟成)'s daughter. They were married around 974 when Sanesuke was still a teenager. She had a baby girl on the twenty-eighth day of the third month in Kanna 1. According to Yoshida Sanae, it seems that Sanesuke did not have any other wives or consorts when she was alive, but he later married several women. See Yoshida Sanae, "Fujiwara Sanesuke no kazoku," *Nihon rekishi*: 330, 1975, p. 69-70.

三月二日

[原]

二日、丙午、依召参殿 [藤原頼忠]、仰云、院 [圓融上皇] 有可覽童舞云々、公卿等祿、中宮 [藤原遵子] 有可令調給了仰、事已倉卒、又無便宜、爲之如何、被仰参中宮可承案内由、即参入取氣色、仰云、頻有此仰、不可辞申、左右随宜可令用意者、宮司大夫 [藤原濟時] 以下及可然人々皆可令調女装束者、余承一事歸参殿、申此状、猶不令甘心給、晚景罷出、戌時渡 [藤原] 信輔宅、

[読]

二日、丙午、召（めし）に依りて参殿す [藤原頼忠]⁹、仰せられて云く、「院 [圓融上皇]、童舞（わらはまひ）¹⁰を覽ずべきこと有り」と云々」とのたまへり、公卿等の祿、中宮 [藤原遵子]¹¹、調へ給はしむべきの¹²仰せ有り、仰事（おおせごと）、已（はなは）だ倉卒（さうそつ）¹³、又、便宜無し、之を爲すこと如何（いかが）、中宮に参りて¹⁴慥かに案内（あない）¹⁵を承（うけたまは）るべきの由、仰せらる、即ち参入して氣色を取る、仰せられて云く、「頻りに此仰せ有り、辞（じ）し申すべからず、左右（とかく）、宜（よろ）しきに随ひて用意せしむべくば、宮司大夫（ぐうじだいぶ）¹⁶ [藤原濟時]¹⁷ 以下及び然るべき人々を

⁹ 藤原頼忠（924-989）：通称三条殿。父は藤原実頼、母は藤原時平の娘。子に、公任、頼任、遵子、暉子がいる。貞元二年に関白、天元三年に関白太上大臣になり、花山天皇の代も続けてそのまま関白太上大臣を務める。寛和元年の時点では従一位、六十二歳。

『平安時代史事典』vol. 2, p. 2218、国史大系『公卿補任』第一編 pp. 216-227

¹⁰ 1) 子供の舞う舞。2) 特に寺社の法会や神事等で稚児の舞う舞。3) 五節の童御覽の事か。

節会：節日（せちにち）その他重要な公事のある日に、五位又は六位以上の諸民を集め、天皇が出御して行った宴会。恒例のものと、臨時のもの（大嘗会、立后、立太子、任大臣等）がある。

¹¹ 藤原遵子：父は藤原頼忠、母は厳子女王。天元元年（978）に円融天皇女御（弘徽殿女御）、同五年（982）に中宮、正暦元年（990）に皇太后となる。藤原兼家の娘詮子に後の一条天皇が生まれており、太政大臣の娘とはいえ親王のいない遵子を立后させたので素腹の后と呼ばれる。花山天皇女御藤原暉子や実弟藤原公任夫妻らと同居し、公任子女を養育。『平安時代史事典』vol. 2, p. 2164、同資料索引 p. 131

¹² 「了」は「之（の）」間違いである。

¹³ 1) 忙しく慌ただしい事。2) 突然な事。急な事。3) いい加減な事。「そうそつ」と読む。

¹⁴ または、「参（さん）じて」。

¹⁵ 1) 物事の事情。実情。2) 許可を得る事。

¹⁶ 中宮職の長官。中宮職は、大宝令制において、皇后・皇太后・太皇太后に仕える官司で、中務省の被管。大夫は従四位上で、啓令を吐納することになっている。

¹⁷ 藤原濟時：故康子内親王天曆十年給によって、天徳二年（958）正月に従五位下になり、同年二月二十四日に昇殿を許される。応和元年（961）には蔵人、応和四年には蔵人頭となる（村上天皇の代）。安和元年（968）に中宮（冷泉后、昌子内親王）御給により従四位上になり、春宮（円融）亮となる（冷泉天皇の代）。寛和元年には従二位権大納言

して、皆、女装束（によしょうぞく）等を調べしむべし」とのたまへり、余、一事（いちじ）を承りて歸り参殿す、此の状を申すに、猶、甘心¹⁸せしめ給はざるがごとし、晚景¹⁹、罷り出づ、戌時、[藤原]信輔の宅に渡る、

[現]

二日、丙午、呼び出されて殿 [藤原頼忠] のもとに参った。（すると頼忠様が）「院 [圓融上皇] が童舞（わらわまい／どうぶ）を御覧になるべき行事があると聞いた」とおっしゃった。公卿等の祿は、中宮 [藤原遵子] が準備するべきであるという（院の）仰せがあったが、この仰せは全く急なことであるので、都合が悪い／なす術がない。どうやって行えばよいのだろうか。「必ず中宮のもとに参ってお伺いを立てるように」と（頼忠様の）仰せがあったので、（中宮のもとに）参入して（中宮の）ご意見をいただいた。（中宮のご意向として、）「（天皇から）何度もこの仰せがあったのだから、断ってはいけない。なんとかして上手く準備をしなくてはならないので、宮司大夫 [藤原濟時] 以下然るべき人々皆に女装束を準備させるように」という仰せがあった。私はこの命令を承って頼忠様のもとに戻り、その内容を申し上げた。（頼忠様は）それでも心からは納得なさらなかった。晩になって退出した。戌時（午後八時頃）に（私と身重の妻は）[藤原]信輔の家に移った。

[英]

2nd day, *hi no e, uma*. At the request of my lord [Fujiwara no Yoritada]²⁰, I paid him a visit. He reported, “I heard that there will be an event where the retired sovereign [Enyû-in] is going to observe young boys’ dances.²¹” (The retired sovereign) requested that the Queen-consort [Fujiwara no Junshi]²² should provide the emoluments for the nobles in

に、一条天皇の代も着実に昇進を遂げていく。（正暦二年に正二位大納言→正暦六年薨後、長和元年贈右大臣。）

村上(r. 946-967)—冷泉(r. 967-969)—円融(r. 969-984)—花山(r. 984-986)—一条(r. 986-1011)

¹⁸ 満足する事。納得する事。

¹⁹ 夕方。晩方。

²⁰ Fujiwara no Yoritada (藤原頼忠 924-989) was also known as Sanjô-dono. His father was Fujiwara no Saneyori (藤原実頼), and his mother was a daughter of Fujiwara no Tokihira (藤原時平). Yoritada had children such as Kintô (公任), Yoritô (頼任), Junshi (遵子), and Shishi (諲子). He became a leader of the court of the adult sovereign (*kanpaku* 関白) in 977; and he became chancellor (太政大臣) in 978. He was sixty-two years old in Kanna 1 (985), and had junior first rank. *Heian jidaishi jiten*, vol. 2, p. 2218, *Kokushi taikai: kugyô bunin*, vol. 1, pp. 216-227.

Yoritada had a high rank and served as regent for Kazan Tennô, but he could not wield strong enough political power to win out over his cousins such as Fujiwara no Kaneie (藤原兼家).

²¹ In most cases, the performers of *warawa mai* (literarily “children’s dances”) were boys.

²² Fujiwara no Junshi (藤原遵子) was a daughter of Fujiwara no Yoritada (See footnote #20), and Princess Genshi (厳子女王). Junshi became a junior consort (*nyôgo* 女御) of Enyû Tennô in 978, moved up to the post of queen-consort (*chûgû* 中宮) in 982, and then became grand queen-

charge. This unexpected, sudden order is extremely difficult. What is to be done? The lord ordered me to make a visit to the queen-consort to ask for her instructions without fail.

So I made a visit to the queen-consort, and listened to her opinion. She ordered, “Since there have been frequent orders (from the retired sovereign) to this effect, we should not refuse. We should manage to make (the emoluments) ready. Therefore, let the head of the household of the queen-consort [Fujiwara no Seiji] and lower officials as appropriate [for this task], prepare sets of women’s robes.” After receiving with this order, I returned to my lord [Yoritada] and reported it to him. The situation did not seem to satisfy him. I withdrew (from my lord) in the early evening.

At the Hour of the Dog (7 p.m. – 9 p.m.). (my wife and I) moved into [Fujiwara no] Nobusuke/Shinho’s residence.

母屋 : core of the residence (*shindenzukuri*)

庇 : porch

孫廂 : lower porch

consort (*kôtaigô* 皇太后) in 990. She did not bear any children with Enyû, so she was called “the childless/barren queen-consort (*suhara no kisaki* 素腹の后).” *Heian jidai shi jiten* vol. 2, p. 2164, and *Heian jidai shi jiten shiryô sakuin* p. 131. The derisive remark concerning Junshi indicates that her father’s rival, Fujiwara no Kaneie, increased his political influence since his daughter, Senshi (詮子), gave birth to Enyû’s son (Ichijô Tennô) in 980.